

口 国債市場	六 イ 発										五 イ 募 方 入 決 定 の												
	行 争 入 札 発	争 利 回 り 競	行 争 入 札 発	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発	争 利 回 り 競	法	募 入 決 定 の	争 入 札 発 行 と い う 。	市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 一 非 価 格 競	る も の に よ る 発 行 （ 以 下 の 国 債									
国債整理基金特別会計法第五条	五 万 円	額 た 五 円	五 条 ノ 二 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	面 金 額 で 千 九 億 千 八 百 三 十 五 万	行 し た 利 付 国 債 に つ い て は	十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発	円 、 財 政 融 資 金 特 別 会 計 法	四 百 三 十 一 億 二 千 二 百 四 十 万	債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 三 千	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国	例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項	政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特	う ち 平 成 十 七 年 度 に お け る 財	額 面 金 額 で 四 千 九 百 九 十 六 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	り 当 て る 。	い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割	各 申 込 み の う ち 応 募 利 回 り の 低	争 入 札 発 行 と い う 。	市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 一 非 価 格 競	る も の に よ る 発 行 （ 以 下 の 国 債

十五 経過利子の払込み

が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準（「新基準」という。以下同じ。）に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数（を九十八・一（消費者物価指数の基準改定が行われ、新基準に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく消費者物価指数）を除く）で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したものとす。）に額面金額を乗じて得た額とする。

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.000 \times \frac{0.8}{100}}{365}$$

十六 初期利子

平成十八年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金

額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額 $\times \frac{0.8}{100}$

$$\times \frac{1}{2}$$

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定における想定元金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成二十七年十二月十日

二十 元利金支

第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十一 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成十七年十二月十二日